第１８号の３様式（第２２条の２関係）

（第１面）

年　　月　　日

屋外広告物等に関する協議書

世田谷区長　　あて

届出者　住所

氏名

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

代理人　住所

氏名

電話番号

世田谷区風景づくり条例第３１条の２第１項の規定により、次のとおり協議します。

|  |
| --- |
| １　表示又は設置の場所 |
| 　住居表示 | 世田谷区 |
| 　用途地域 |  |
| ２　屋外広告物等 |
| 行為の種別 | [ ] 表示又は設置[ ] 表示内容の変更、改造又は移転 |
| 種類 | [ ] 広告塔　[ ] 広告板　[ ] その他（　　　　） |
| 設置位置 | [ ] 土地　[ ] 建築物（[ ] 屋上、[ ] 壁面、[ ] 突出）　[ ] 工作物（　　　） |
| 内容の種別 | [ ] 自家用広告物　[ ] 第三者広告物　[ ] その他（　　　） |
| 規模 | 数量：計 | 面積：計　　　㎡ |
| ３　区域の別 |
| 景観計画区域の区分 | 一般地域（[ ] 低層住宅系ゾーン、[ ] 住宅共存系ゾーン、[ ] 商業系ゾーン）風景づくり重点区域（[ ] 水と緑の風景軸、[ ] 界わい形成地区［地区：　　　　　　　　　］） |
| 特定の区域 | [ ] 環状七号線及び環状八号線沿道 |

記入上の注意

１　「住居表示」欄には、住居番号が付定されていない場合は、地名地番を記入してください。

２　☐欄には、該当する項目にレ点を記入してください。

３　この様式に世田谷区風景づくり条例施行規則第２２条の２第４項に規定する書類を添付してください。

[ ] 案内図　[ ] 現状写真　[ ] 計画図　[ ] 建築物の配置図・平面図・立面図（必要に応じて）

[ ] 完成予定図　[ ] その他(　　　　　　　)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 決裁欄 | 担　当 | 係　長 | 課　長 |
|  |  |  |

（第２面）

|  |
| --- |
| ４　風景への配慮 |
| 　風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）に定める誘導基準について、周辺の風景への配慮内容を記入してください。 (周辺の風景に配慮を行う確認として基準にチェックをし、「風景づくりの考え方」に具体的な配慮内容を記載してください) |
| (１)区全域共通の誘導基準 |
| [ ]  伝える情報を整理する[ ]  シンプルで読みやすい文字にする[ ]  色数はできる限り少なくする[ ]  地の色は、建築物の意匠や街並みに調和した色彩とする[ ]  鮮やかな色彩は小面積で効果的に用いる[ ]  対象を意識した大きさ・位置とする[ ]  周辺環境に配慮した照明方式とする[ ]  夜間の街並みを効果的に演出する | [ ]  メッセージが伝わる素材を選ぶ[ ]  図や記号を効果的に使う[ ]  建築物の意匠や街並みの魅力を引き出す工夫をする[ ]  窓面等に広告を表示する場合は、開口部の特性を活かす[ ]  映像装置付き広告物を設置する場合は、周辺環境に配慮する[ ]  自動販売機は、街並みになじませる工夫をする |
| (２)地域別の誘導基準（景観計画区域の区分ごとの基準です。該当区分を１つ選択してください。） |
| [ ]  ①低層住宅系ゾーン[ ]  時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、住宅地の風景との調和を図る。[ ]  屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、周辺の街並みや緑との調和を図る。[ ]  敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。 |
| [ ]  ②住宅共存系ゾーン[ ]  住宅地における時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、住宅地の風景との調和を図る。[ ]  中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。[ ]  住宅地における屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、周辺の街並みや緑との調和を図る。[ ]  商業・業務施設が多い場所では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。[ ]  幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の町並みやスカイラインとの調和に配慮する。[ ]  賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。[ ]  敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。 |
| [ ]  ③商業系ゾーン[ ]  中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。[ ]  高層部の屋外広告物の地色は、高彩度色の使用を避ける。[ ]  商店街や駅周辺では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。 |

（第３面）

|  |
| --- |
| [ ]  幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の街並みやスカイラインとの調和に配慮する。[ ]  賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。[ ]  敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。 |
| [ ]  ④水と緑の風景軸[ ]  時間貸し駐車場の屋外広告物は、地色に彩度を抑えた色彩を用いるなど、崖線のみどりやみどり豊かな住宅地の風景との調和を図る。[ ]  中高層部に屋外広告物を計画する場合は、建築物壁面の色彩や表情を活かす表示とする。[ ]  高層部の屋外広告物の地色は、高彩度色の使用を避け、崖線のみどりとの調和を図る。[ ]  住宅地のおける屋外広告物の色彩や素材は、建築物の色彩や素材と一体的にデザインし、崖線のみどりやみどり豊かな住宅地の風景との調和を図る。[ ]  商店街や駅周辺では、隣接する店舗同士で掲出位置や大きさを揃えるなど、賑わいの連続性を創出する。[ ]  幹線道路沿道の屋外広告物は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の町並みやスカイラインとの調和に配慮する。[ ]  崖線のみどりが望める場所では、崖線のみどりのスカイラインに配慮した規模や形状とする。[ ]  賑わいのある場所では、色彩を統一し、文字情報を抑えたバナーフラッグを活用するなど、通りの魅力を演出する。[ ]  敷地周辺に、風景づくり計画に定める風景特性や、風景資源（地域風景資産、界わい宣言、古道）などがある場合は、それらからの見え方に配慮する。 |
| (３)特定の区域における誘導基準『環状七号線及び環状八号線沿道の誘導基準』 |
| [ ]  屋上広告物や広告塔は、突出感のない規模や形状となるよう沿道の街並みやスカイラインとの調和に配慮し、建築物と一体的な色彩やデザインとなるよう工夫する。[ ]  複数の屋外広告物を集約するなど、街の骨格として秩序ある空間を創出する。[ ]  駐車場などの誘導を行う屋外広告物は、色数を抑える、矢印や記号を用いて情報量を減らすなどにより、周囲の風景との調和を図る。[ ]  交差点付近や道路がカーブする箇所など人の視線が集まりやすい場所では、屋外広告物の数や大きさ、色彩や設置位置を工夫し、魅力的な街角を演出する。[ ]  街路樹のある場所では、屋外広告物の地色に落ち着いた色彩を用い、街路樹の上部から著しく突出しない高さにするなど、緑と調和するよう配慮する。 |
| 風景づくりの考え方（この協議に係る行為における風景づくりの考え方を記入してください。） |
|  |